

諮問第1214号
平成23年3月1日

情報通信審議会
会長 大歳 卓麻 殿

総務大臣 片山 善博

諮 問 書

ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方について、下記のとおり諮問する。

記

情報通信技術(以下「ICT」という。)は、我が国の社会・経済活動の重要な基盤であり、国民生活の利便性向上、経済活性化、国際競争力の強化等を実現する上で、ブロードバンドの普及促進が重要な課題となっている。

また、諸外国では、ブロードバンドの普及促進のための政策を国家目標として設定し、積極的な取組を進めている状況にあり、我が国としても、引き続き世界を先導するようなICT環境を構築することが重要となるところである。

このような状況を踏まえ、総務省では、2015年頃を目途とした全世帯でのブロードバンド利用の実現を目標に掲げ、昨年12月、その実現に必要な施策及びその取組スケジュールを取りまとめた基本方針及び工程表を策定・公表したところである。

当該基本方針等に基づき、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下「NTT東西」という。)の機能分離等に関する法案が、今通常国会への提出に向けて閣議決定されるなど、総務省では、既に先行的な取組に着手しているが、線路敷設基盤(電柱・管路等)の開放による設備競争の促進、次世代ネットワーク(以下「NGN」という。)のオープン化によるサービス競争の促進、市場環境変化の著しいモバイル市場の競争促進など、事業者間競争の活性化に必要な取組を総合的に推進することが、ブロードバンドの普及促進を図る観点から重要となるところである。

また、昨年11月、NTT東西は、2020年頃から、電話網からIP網への計画的な移行を開始し、2025年頃に完了する考え方などを公表したが、NTT東西の電話網の移行は、当該電話網により提供されるサービスの利用者や当該電話網と接続して競争的なサービスを提供する事業者の事業運営等に多大な影響を与えるため、ブロードバンドの普及促進に当たっては、電話網からIP網への円滑な移行を実現することが重要となる。

以上を受け、以下の事項について、貴審議会に諮問するものである。

(1) ブロードバンド普及促進のための競争政策の在り方

(線路敷設基盤の開放による設備競争の促進、NGNのオープン化によるサービス競争の促進、モバイル市場の競争促進、今後の市場環境の変化等を踏まえた公正競争環境の検証・担保の在り方等)

(2) 電話網からIP網への円滑な移行の在り方

(電話網からIP網への移行に伴う利用者保護や事業者対応の在り方等)